

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十三年総理府令第四十八号）

改正案	現行
<p>（保安のための措置が必要な場合に届出を要する核燃料物質等）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）<u>第四十九条の表第一号イ</u>の内閣府令で定める核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をいう。以下同じ。）は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）<u>第三条第一項第三号</u>に規定する核燃料物質等とする。</p> <p>2 令<u>第四十九条の表第一号ロ</u>の内閣府令で定める核燃料物質は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十五条第二項に規定する核分裂性物質とする。</p> <p>（届出の手續）</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）<u>第五十九条第五項</u>の規定による核燃料物質等の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書一通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>（保安のための措置が必要な場合に届出を要する核燃料物質等）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）<u>第十七条の五の表第一号イ</u>の内閣府令で定める核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をいう。以下同じ。）は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）<u>第三条第一項第三号</u>に規定する核燃料物質等とする。</p> <p>2 令<u>第十七条の五の表第一号ロ</u>の内閣府令で定める核燃料物質は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十五条第二項に規定する核分裂性物質とする。</p> <p>（届出の手續）</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）<u>第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項）</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による核燃料物質等の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書正副二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</p>

2・3 (略)

(運搬証明書)

第三条 法第五十九条第五項の運搬証明書(以下「運搬証明書」といふ。)の様式は、別記様式第二のとおりとする。

(指示)

第四条 保安のための措置が必要な場合における法第五十九条第六項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 駐車(道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。)の場所及び駐車時の措置

五～十 (略)

2 保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合における法第五十九条第六項の内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、防護対象特定核燃料物質を防護するために必要な事項とする。

(運搬証明書の記載事項の変更の届出)

第五条 法第五十九条第九項の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

(運搬証明書の再交付の申請)

2・3 (略)

(運搬証明書)

第三条 法第五十九条の二第五項の運搬証明書(以下「運搬証明書」といふ。)の様式は、別記様式第二のとおりとする。

(指示)

第四条 保安のための措置が必要な場合における法第五十九条の二第六項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 駐車(道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。)の場所及び駐車時の措置

五～十 (略)

2 保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合における法第五十九条の二第六項の内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、防護対象特定核燃料物質を防護するために必要な事項とする。

(運搬証明書の記載事項の変更の届出)

第五条 法第五十九条の二第九項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

(運搬証明書の再交付の申請)

第六条 法第五十九条第十項の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

(運搬に関する検査)

第七条 法第五十九条第十一項の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該核燃料物質等の保安の確保(当該核燃料物質等に防護対象特定核燃料物質を含むときは、保安及び当該防護対象特定核燃料物質の防護の確保)について細心の注意を払わなければならない。

(公安委員会への報告)

第八条 法第六十二条の三の内閣府令で定める事象は、次に掲げるもの(法第五十八条第一項の工場等の外における核燃料物質等の運搬において生じたものに限る。)とする。

- 一 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じること。
- 二 核燃料物質等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。
- 三 防護対象特定核燃料物質の運搬が妨害されること。
- 四 核燃料物質等の異常な漏えいが生じること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障

第六条 法第五十九条の二十項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

(運搬に関する検査)

第七条 法第五十九条の二十項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該核燃料物質等の保安の確保(当該核燃料物質等に防護対象特定核燃料物質を含むときは、保安及び当該防護対象特定核燃料物質の防護の確保)について細心の注意を払わなければならない。

(報告の徴収)

第八条 法第五十九条の二第五項の規定による届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者は、法第六十七条の規定により、工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬において、次の各号の一に該当する事故が発生したときは、当該事故が発生した日から十日以内に、その状況及びそれに対する処置を当該届出を受理した公安委員会に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質等の盗取又は所在不明
- 二 交通事故

害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれが認められること。

2 法第六十二条の三の内閣府令で定める事項は、前項に規定する事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置とする。

3 法第六十二条の三の原子力事業者等であつて法第五十九条第五項の規定による届出をしたものは、第一項に規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに当該届出を受理した公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から十日以内に、前項に規定する事項を記載した報告書を当該公安委員会に提出しなければならない。

三 防護対象特定核燃料物質の運搬の妨害

四 核燃料物質等の異常な漏えい

五 前各号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがある事故

別記様式第 1 (第 2 条関係)

(その 1)

(略)

核燃料物質等運搬届出書

(略)

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

原子力事業者等の区分 (注 1)

担当者

電話番号

(略)

別記様式第 1 (第 2 条関係)

(その 1)

(略)

核燃料物質等運搬届出書

(略)

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

使用者等の区分 (注 1)

担当者

電話番号

(略)

(その2) 運搬の内容

(略)

運送人	氏名(法人にあつては、その名称)	
	住 所	

(略)

注1 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等若しくは旧使用者等又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の別を併記すること。

2～5 (略)

6 A型輸送物、B M型輸送物、B U型輸送物、I P - 1型輸送物、I P - 2型輸送物又はI P - 3型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記すること。防護対象特定核燃料物質にあつては、特定核燃料物質の運搬の取決めに關する規則(平成12年総理府令第124号)第1条第1項の表第1号又は第2号に該当する場合は区分、同表第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は区分、同表第7号から第9号までのいずれかに該当する場合は区分とそれぞれ併記すること。

7～12 (略)

13 法第59条第2項の文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の確認の有無、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則第5条第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認(同規則第6条から第10条までに規定する技術上の基準に係るものを含む。)の有無及び同規則第13条又は核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。

(略)

(その2) 運搬の内容

(略)

運送人	氏名(法人にあつては、その名称)	
	住 所	

(略)

注1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の別を併記すること。

2～5 (略)

6 A型輸送物、B M型輸送物、B U型輸送物、I P - 1型輸送物、I P - 2型輸送物又はI P - 3型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記すること。防護対象特定核燃料物質にあつては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則第17条の6第1項の表第1号又は第2号に該当する場合は区分、同表第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は区分、同表第7号から第9号までのいずれかに該当する場合は区分とそれぞれ併記すること。

7～12 (略)

13 法第59条の2第2項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)の文部科学大臣又は国土交通大臣の確認の有無、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則第5条第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認(同規則第6条から第10条までに規定する技術上の基準に係るものを含む。)の有無及び同規則第13条又は核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。

(略)

別記様式第2（第3条関係）

（略）

核燃料物質等運搬証明書

（略）

原子力 事業者等	住所
	氏名（法人に <u>あつては</u> 、その名称及び代表者の氏名）
	原子力事業者等の区分

（略）

備考1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯し、警察官の要求があつたときは、必ず提示すること。

（略）

（略）

別記様式第2（第3条関係）

（略）

核燃料物質等運搬証明書

（略）

使用者等	住所
	氏名（法人に <u>あつては</u> 、その名称及び代表者の氏名）
	使用者等の区分

（略）

備考1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯し、警察官の要求があつたときは、必ず提示すること。

（略）

（略）

別記様式第3（第5条関係）

（略）

核燃料物質等運搬証明書書換え申請書

（略）

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

原子力事業者等の区分

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定により、
運搬証明書の書換えを申請します。

（略）

別記様式第3（第5条関係）

（略）

核燃料物質等運搬証明書書換え申請書

（略）

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

使用者等の区分

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第9項（同法第
66条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、運搬証明書の書換えを申
請します。

（略）

別記様式第4（第6条関係）

（略）

核燃料物質等運搬証明書再交付申請書

（略）

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

原子力事業者等の区分

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第10項の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。

（略）

別記様式第4（第6条関係）

（略）

核燃料物質等運搬証明書再交付申請書

（略）

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

使用者等の区分

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第10項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。

（略）